

8.14 廃棄物等

8.14 廃棄物等

廃棄物等に係る現地調査はない。

8.14.1 予測・環境保全措置及び評価

予測は、表8.14.1-1に示すとおり、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている基本的な手法である、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の種類毎の発生の状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握する方法を用いた。

表 8.14.1-1 廃棄物等に係る予測概要

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施 存在及び 供用	廃棄物等の種類、発生量並びにこれらの処理、再利用	伐採木、建設発生土及び濁水処理に伴う汚泥等の建設副産物の発生	工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測	対象事業 実施区域	工事期間中
		浸出水処理プラントの稼働に伴う処理汚泥の発生	事業計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測		事業活動が定常状態となる時期

(1) 伐採木、建設発生土及び濁水処理に伴う汚泥等の建設副産物の発生

1) 予測内容

工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測した。

2) 予測対象時期

工事期間中とした。

3) 予測方法

工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測した。

4) 予測結果

工事に伴って発生する廃棄物等としては、伐採木、建設発生土、汚泥が挙げられる。これらの発生量、再利用方法、最終処分量等を表8.14.1-2に示す。

伐採樹木の発生量は3,130tであり、幹材(1,959t)については木材市場へ出荷して再利用する。枝葉はチップとして再利用及び再利用できない分については廃棄処分する。

建設発生土は、切土工事により401,100m³発生するが、全量を盛土材として再利用する。汚泥は、下記の計算から21,360m³と予測される。

- ・ 造成区域面積：8.9ha
- ・ 流出土砂量：400m³(森林法に基く林地開発許可申請の流出土砂量)
- ・ 工事期間：6年

$$\begin{aligned}
 \text{設計堆積土量} &= \text{流出土砂量} \times \text{工事期間} \times \text{造成区域面積} \\
 &= 400 \times 6 \times 8.9 \\
 &= 21,360\text{m}^3
 \end{aligned}$$

表 8.14.1-2 廃棄物等の発生量、再利用方法、最終処分量等

廃棄物等	発生区域	内容	発生量	再利用方法等	処分量
伐採樹木	造成区域	伐採樹木	3,130t	木材市場に出荷	1,959t
				チップ・廃棄処分	1,171t
建設発生土	造成区域	掘削土	401,100m ³	盛土材	401,100m ³
汚泥	濁水処理施設	汚泥	21,360m ³	廃棄処分	21,360m ³

5) 環境保全措置

以下に示す環境保全措置を実施する。

表 8.14.1-3 環境保全措置の検討項目

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果(不確実性)
工事の実施	伐採木は木材市場出荷して再利用する。枝葉は法令に基き適切に廃棄処分する。	再利用されるとともに、再利用できないものについては適切処分される。	影響を低減できるため実施する。
	建設発生土は対象事業実施区域内の盛土材として再利用する。	有効に再利用される。	影響を低減できるため実施する。
	汚泥は法令に基き適切に廃棄処分する。	再利用できないものについては適切処分される。	影響を低減できるため実施する。

6) 評価結果

環境保全措置として、「伐採木は木材市場出荷して再利用、枝葉は法令に基き適切に廃棄処分」、「建設発生土の盛土材として再利用」、「汚泥の適正処分」を実施する。

よって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

また、「三重県廃棄物処理計画」(平成23年3月)では、4つの施策の取組方向のひとつとして下記のとおり定めており、工事計画では伐採樹木及び建設発生土の再使用を行い、負荷を最小化して発生抑制及び循環的利用を行っていることから、当該計画の基本目標との整合は図られていると評価する。

I ごみゼロ社会の実現

- (1) 発生・排出抑制の推進
- (2) 循環的利用(リサイクル)の推進

(2) 浸出水処理プラントの稼働に伴う処理汚泥の発生

1) 予測内容

事業計画に基づき、浸出水処理プラントの稼働に伴う処理汚泥の発生を予測した。

2) 予測対象時期

事業活動が定常状態となる時期とした。

3) 予測方法

事業計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測した。

4) 予測結果

埋立地からの浸出水及び洗浄装置からの洗浄水は、浸出水処理プラントで塩類除去処理を行うため、汚泥が発生する。その汚泥量は、計画流入水質、計画処理水質、施設規模から、11.0kg/日と予測される。

- ・計画流入水質(塩類) : 1,000mg/L
- ・計画処理水質(塩類) : 200mg/L
- ・施設規模 : 13.8m³/日

$$\begin{aligned} \text{処理汚泥量} &= (\text{計画流入水質} - \text{計画処理水質}) / 10^3 \times \text{施設規模} \\ &= (1,000 - 200) / 10^3 \times 13.8 \\ &= 11.0\text{kg/日} \end{aligned}$$

表 8.14.1-4 廃棄物等の発生量、再利用方法、最終処分量等

廃棄物等	発生区域	内容	数量	再利用方法等	処分量
処理汚泥	浸出水処理プラント	処理汚泥	11.0kg/日	廃棄処分	11.0kg/日

5) 環境保全措置

以下に示す環境保全措置を実施する。

表 8.14.1-5 環境保全措置の検討項目

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果(不確実性)
存在及び供用	汚泥は法令に基づき適切に廃棄処分する。	再利用できないものについては適切処分される。	影響を低減できるため実施する。

6) 評価結果

処理汚泥は再利用が困難であるため、法令に基づき適切に廃棄処分を行うこととする。

よって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。